

遠賀町農業委員会通信

第 24 号
令和7年4月10日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

「水活」水張り見直し

農水相は1月31日、水田政策の見直しを明らかにしました。米から麦などへの転作を支援する「水田活用」の直接支払い交付金は、水田を対象とする現在の仕組みから、作物ごとの生産向上を支援する仕組みに転換されます。これにより、令和9年度以降は、「5年に1度の水張り要件」は求められないこととなります。また、令和7年・8年の対応として、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしていただく必要もありません。

なお、連作障害を回避する取組とは、土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付け、その他連作障害を回避する取組であると判断される取組みのことと示されています。

作物ごとの方向性としては、米は輸出も含めた米需要拡大を目指し、新市場開拓米、米粉用米等を支援します。麦、大豆、飼料作物については、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む方の支援へ見直されます。

安全対策を！

農業機械による死亡事故の約54%は「トラクター」が原因です。田圃・畦等での作業や移動における転倒頭転落事故が多発しています。

春はトラクターなどを利用する作業がスタートします。乗用農機の転落・転倒対策を徹底しましょう！



熱中症にご注意を！

毎年、約30名の方が農業中の熱中症で死亡しており、死亡事故の約85%が7・8月に発生している一方で3～6月にも発生しています。農作業の際は、今の時期から熱中症対策を行ってください。

予防のポイント

- ・暑さを避ける
- ・こまめな休憩と水分補給
- ・単独作業は避ける
- ・熱中症対策アイテムの活用

農業委員会活動紹介

北九州支部研修会

10月11日に福岡県農業会議北九州支部の研修会が開催されました。山口県集落営農法人連携広域推進コーディネーターの方を講師として、「集落営農法人連合体による地域農業の持続的発展」と題し、講演いただきました。

近年、農家の高齢化や担い手不足が進み、耕作放棄地などが増加しているなか、集落が広域的に連携を行うなど持続的発展が可能な農業を考える必要があります。農地の有効利用を推進するため、地域農業の広域化について先進地である山口県の取り組みを学びました。



福岡県農業委員会研修大会

1月28日に福岡県農業委員会研修大会が福岡国際会議場で行われ、全国農業会議所の方を講師に招き、「農地利用の最適化に向けた農業委員会組織の取組み」について、食料・農業・農村基本計画の動向や、地域計画の策定について説明していただきました。

25年ぶりに改正された「食料・農業・農村基本計画」では、担い手の確保や多様な農業人材による適正な農地の保全管理に加え、農地の集積・集約を進めつつ、規模の大小に関わらない多様な農業者の参画を支援します。また、全体として農業構造を維持するため、地域の実態に即した施策の展開を図ります。

10年後、どここの農地を誰が作るかを明確化した「地域計画」と「目標地図」を主軸とした農地利用を進めていくため、農業委員会及び農地中間管理機構、農業共同組合等の関係機関に加え、地域が一体となつて取組んでいくことが重要になっていくと話されました。



女性も農業で活躍！

2月7日に福岡県農業会議中
間・遠賀地区会の研修会が開催
されました。

北九州普及指導センターやJ
A全農ふくれんから講師を招き、
水稻の概況や栽培、直近の肥料・
原料情勢について講演をしてい
ただきました。

また、遠賀町の農業者である、
松井美里さんも講師として招か
れ、「女性農業者の活躍推進に
向けて」女性農業者の声」と
題して講演いただきました。

松井さんは、女性農業者の活
躍が増えている中、まだ男性の
職業という意識が根強く残って
いる課題について、「女性でも
農業機械をバリバリ運転できる
時代になっているが、現実はまだ
だまだ、女性が機会にめぐまれ
ないことも多い。男性が少し意
識を変えるだけでいい。それだ
けで、女

性はもっ
と農業で
活躍する
ことが出
来る」と
自身の思
いを語っ
てくれま
した。



松井さんの講演

耕作放棄地の非農地判断実施状況

非農地通知書が
届いたら地目の変更を



令和6年度に非農地判断を実施
しました。

長く耕作を放棄されていて、山
林化が進んでいるような農地につ
いて、現地確認を行った上で、農
業委員会では農地でないという判断
を行い、2月末に非農地通知書を
送付しています。

非農地通知書
が届いた方は、
その通知を持っ
て法務局で手続
きを行い、土地
の地目を変更し
てください。ま
た、非農地判断
をした農地は農
業委員会の管理
する農地台帳か
ら削除されます。
農地ではなく
なるため、農地法に縛られること
なく、土地の売買や贈与を行うこ
とが出来ます。



非農地判断の様子（山林化している農地）

この非農地判断の通知が届いて
も、耕作を再開して作物を栽培す
るようになれば、農業委員会に届
け出をすることで、また農地とし
て認定することもできます。

地域計画策定しました

農業経営や農地利用の将来
像を定める「地域計画」が、
対象農地を持つ町内全地区で
策定されました。

本計画では町の農業を守っ
ていくために、将来、誰が、
どこの農地を担っていくかが
具体的に示されています。し
かし全ての農地の将来の利用
予定が決定したわけではない
ため、策定した計画や地図を
スタートに、地域農業のこれ
からを継続的に考えていくこ
とが重要です。

家族経営協定に 取り組もう！

家族経営協定とは、家族農
業経営にたずさわる男女・各
世代が、意欲とやりがいを持
って参画できる魅力的な農
業経営を目指し、経営方針や
役割分担、働きやすい就業環
境などについて、ルールづく
りを行うものです。

普段なかなか話しづらい経
営や将来のことを家族内で話
し合う良い機会となりますの
で、家族経営協定に取り組ん
でみてはいかがでしょうか？

農業者年金に 加入しませんか？



引退後の安心した生活のために、
農家みんなで助け合う農業者年金
に加入しませんか？

農業者年金は、納めた保険料と
その運用益を将来受給する年金の
原資として積立てていき、額に
応じて年金額が決まる「積立方式・
確定拠出型」の終身年金です。原
則65歳から生涯受け取ることがで
きます。

《保険料の額》

加入者自らが月額2万円から6
万7千円までの間で、千円単位で
自由に選択でき、いつでも見直す
ことができます。

次の要件を全てクリアしていれ
ば加入資格があります。

- 年間60日以上農業に従事
 - 国民年金の第1号被保険者
 - 年齢が20歳以上60歳未満
- ※詳しくは農業委員会事務局まで

農業相談を毎月実施しています！

就農、離農、農地の貸し借りや農
地転用の手続き、あっせんなど農
業委員がご相談にお応えします。
ご相談のある方は、農業委員会事
務局までお気軽にご連絡ください。

《編集》

〈安◇敏生委員〉

〈米田かおる委員〉